平成28年度　第3回生駒市環境審議会　会議録

１　開催日時　　平成２９年２月８日（水）１５時３０分～１７時００分

２　開催場所　　生駒市コミュニティセンター　４階　４０４会議室

３　審議事項

（１）生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例（案）について

（２）その他

（以下、敬称略）

４　会議出席者

会長	槇村久子	
副会長	中西達也	
委員	下村晴意　福中眞美　藤堂宏子　森田壽志	
	西岡英俊　矢田千鶴子　濱﨑文紀　小山彩	
事務局	平井克典	地域活力創生部長
	吉岡源裕	市民部長
	吉川和博	環境保全課長
	川島健司	環境モデル都市推進課長
	近藤桂子	健康課長
	佐伯敏彦	環境保全課課長補佐
	大窪奈都子	環境モデル都市推進課課長補佐
	田所智	環境保全課環境保全係長
	木戸勇	環境保全課施設係長
	北里直之	環境モデル都市推進課地球温暖化対策係長
	日和岳	環境保全課環境保全係員
	竹田有希	環境モデル都市推進課地球温暖化対策係員

５　傍聴者　　なし

１５時３０分　開会

６　審議内容

（１）開会

（２）会長あいさつ

今年度３回目の審議会ということで手元資料に基づいての議論となる。全体として世の中では、温暖化に向けて２０２０年、３０年はもちろん、５０年に向けて取り組みを始めている市、県もある。すぐには解決できない問題だが、具体的に数字が出てきたのでそれに向けて取り組んでいかなければならない。今日はそういう議題ではないが、後ろにそういう問題もあるということを含めて、引き続きマスコミの情報などにも耳を傾けて頂ければと思う。

（３）審議事項

以下、発言要旨。

槇村久子会長　会議の成立について事務局に報告を求める発言。

事務局　会議の成立について報告。全委員１４名のうち１０名の出席により会議は成立。

槇村久子会長　事務局に傍聴者の報告を求める発言。

事務局　傍聴者はなし。

槇村久子会長　案件１「生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例（案）について」審議を宣告。

事務局に説明を求める発言。

事務局　条例制定の背景、目的、内容、制定に至るまでの経過等について資料１に沿って説明。５回にわたって開催した「生駒市路上喫煙の防止対策懇話会」で意見を聴取した上で条例案を作成し、昨年度の３月議会に上程予定だったが、平成２８年１月に、国が東京五輪パラリンピックの開催前に受動喫煙対策を強化する法案を提出することになった。これを受けて、法案との整合性を確保する必要があるため、国の動向の方向性を見極め、条例名称も含めて検討し、議会上程を延期することを昨年３月の環境審議会で報告した。今回、平成２９年１月１６日に受動喫煙対策を盛り込んだ健康増進法改正案が明らかになり、３月上旬に法案を提出する方針がわかった。法案は、官公庁・社会福祉施設等は建物内禁煙とし、病院・学校等については、敷地内禁煙が義務付けられ、違反した喫煙者や施設管理者には罰則規定が適用される内容であり、本市条例との齟齬はないものであるため、３月議会に条例案を上程する見通しとなった。

資料４より、パブリックコメント実施後の修正点を説明。市内全域での路上喫煙を禁止する内容に対して、喫煙場所を確保すべきという意見が多く寄せられたため、市内全域では歩きたばこを禁止し、路上喫煙については周辺への配慮や灰皿の使用を義務化して、制限を加える内容に変更した。条例名もわかりやすく「生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例」に修正し、禁止区域では公共の場所での喫煙を禁止している。修正前後の対照表は資料３に記載しており、アンダーラインの箇所が変更点である。

本審議会での説明の後、３月議会に条例案を上程し、半年間で市民・事業者等に周知を図り、１０月１日より施行を予定している。禁止区域については、地域の状況を踏まえ、周辺住民や関係団体の意見を聞いた上で、施行から１年を目途に指定することを考えている、との説明。

槇村久子会長　以前の議論からかなり時間が経っているため、どこまで思い出せたかわからないが、今回の案については、国の法律との整合性を図り、精査した上でつくったものだと思う。委員からの質問、意見を求める発言。

西岡英俊委員　資料１の２枚目について、自分の理解不足かもしれないが、「市内全域での公共の場所での歩きたばこの禁止」とあり、その下に「禁止区域での歩きたばこ及び路上喫煙の禁止」とある。公共の全域で禁止するのに、「禁

止区域」がある、というのは、禁止区域以外は吸っていいということなのか、というのが１点目の質問である。

２点目は、同じページの路上喫煙の制限についてだが、「他者の通行の妨げとならない場所に停止する」とある。停止していたら吸っていいということか。路上喫煙の定義に「とどまって喫煙すること」とあり、この行為を禁止するのに、停止すればいいというのが理解できない。考え方はよくわかるが、条例なので、人によって解釈が違ってはいけないのではっきりしておきたい、との質問。

事務局

路上喫煙は、同一の場所にとまっての喫煙行為であり、歩きたばこは歩きながらのたばこである。「歩きたばこの禁止」というのはあくまで、生駒市全域で歩きたばこが禁止という意味。禁止区域については、路上喫煙と歩きたばこの両方が禁止であり、たばこは吸ってはいけないという趣旨である、との回答。

中西達也委員

西岡委員の質問については、資料２の６条を見てもらったらわかりやすい。解説に記載がある内容の趣旨としては、基本的にはすべての地域で禁止だが、第８条に規定する禁止区域は過料の制裁があるということ。西岡委員とまったく同じところにひっかかっている。６条で禁止して８条で禁止しているのはよくわからない。６条も７条も禁止であり制限といっておきながら、行政罰の対象にはなっていない。禁止にする意味はあるのか。６条も７条も行政罰の対象になっていないのであれば、努力規定ではないのか。

他の市の条例も確認した。例えば奈良市だと、同じような条例の第５条で、路上喫煙を制限する条文があり、文言は「喫煙をしないように努めなければならない」になっている。６条で路上喫煙禁止地域の指定があり、７条で禁止地域では喫煙してはならない旨、命令があり、違反したら２万円以下の過料制裁を設けている。杉並区も同じような規定である。それを考えると、８条でのみ制裁を課しておきながら、６条が禁止になっているのは理解できない。「禁止」を全面に出して規制したいという意図はわかるが、条文を見たときに違和感がある。もう一点、７条で吸ってもよい条件として「自らの喫煙により他人にたばこの煙を吸わせることがないように、かつ、吸い殻入れを使用しなければならない」とあるが、具体的に煙を吸わさないようにどうするのか。喫煙ボックスの側を通っても臭いはする。「しなければならない」というのは現実的に無理だと思うので、条文として工夫が必要に思う、との発言。

事務局

奈良県内ではないが、参考にした枚方市や吹田市では、重点禁止区域でのみ罰則規定を設けており、同じやり方をとっている、との回答。

矢田千鶴子委員

全市で禁止し、禁止区域で禁止になっていたので、２重になっていると解釈していた。６条では「してはならない」とあり、これは禁止である。それにも関わらず、また禁止区域を設けるのは、理解できない。文言を「重点区域」などに変えないと、運用時に齟齬をきたすと思う。また、８条２項にある、「時間帯を限って行うことができる」という表現は、制限されない時間がその地域に存在するという裏読みになるのではないか、との

発言。

小山彩委員　喫煙者側の立場にたつと、肩身が狭い条例だと思う。２９年１０月１日施行までの間の啓発ポスターに、病院に行ったら治せることを入れるなど、歩きたばこに限らず、たばこを根本からなくしていく考えもありかと思う。ストレス等でやめられない場合もあると思う、との発言。

下村晴意委員　そもそも、受動喫煙防止が根底にあり、吸う人を排除するわけではない。ともに環境をよくするためにやっていくという趣旨である。歩きたばこについては、吸う人もマナーをしっかり持ちましょうということ。歩きたばこを全市で禁止、というのはモラルとして大事なことだと思う。吸う人も、規定の場所で吸わなければならない。したがって、市は条例施行にあたり、ブースを設けるなどの対策を立てる必要がある。歩きたばこと路上喫煙は異なる。路上喫煙の制限についての条文を読むと、自分だと、山などの人がいないところが適用されるのかと理解する。市民への啓発時には、喫煙する人を排除している訳ではなく、受動喫煙の防止が根底にあることをしっかりと説明していく必要がある、との発言。

森田壽志委員　路上喫煙できる場所をたくさん設置することになるのか、との質問。

事務局　逆に、できない場所をつくる趣旨なので、バス停など、灰皿を撤去する場所が出てくる。例えば、立ち止まって携帯灰皿などを使うのであれば、路上喫煙となり、指定区域以外はできる。それが、受動喫煙にならないように配慮しなければならない。人が前を通るようなところでは吸えない、ということである。受動喫煙の被害にならない路上喫煙は可能である、との回答。

槇村久子会長　文章で書くと複雑に感じるので、地図をかけばいいのではないか。普通の市民はどこで吸ってはいけないのか、見ても分からないと思う、との発言。

事務局　例えば、生駒駅やぴっくり通りは人が多いのでやめてください、という趣旨である。先ほど下村委員の発言にあったように、人のいないところで吸ってもらいたい、との回答。

槇村久子会長　人が多いかどうかはその時によって異なり、今の回答では抽象的である。市民として判断がつきにくいと思う、との発言。

矢田千鶴子委員　単に地図を渡しても持ち歩かないと思うので、道路に色をつける等、工夫をしてもらいたい。第２条にある用語定義ももう少しきちんとした方がよい。「公共の場所」は、例示されている箇所以外の、その他にあたる部分が多いと思う。もう少し良い表現を使えないか。例えば南都銀行はロビーが禁煙になっている。

事務局　ロビーは健康増進法の規制対象になる。今回の条例は、あくまで屋外の路上を対象にしたものである、との回答。

森田壽志委員　月に１回主要道路の吸い殻を拾っており、少しやらないとすぐいっぱいになる。タバコの吸い殻がゴミの中で一番たちが悪いと思うので、条例施行には大賛成である、との発言。

事務局　たばこのポイ捨ての原因は歩きたばこや路上喫煙である。今週から２週間、主要駅の周辺等で路上喫煙者の数やポイ捨て状況調査をしている。前

回調査との差を実証していき、啓発も進めていきたいと考えている、との発言。

藤堂宏子委員　禁止区域については過料の発生もある。啓発ももちろんだが、取締りの体制はどのように考えているのか、との質問。

事務局　一年を目途に、自治会や商店街関係者等色々な方の意見を聞いた上で、重点地区を決める。決まった後、罰則については「まちをきれいにする条例」と同様に職員で対応する予定である。他市町村だと、警察のＯＢなどで対応しているところもあるが、まずは職員のパトロールで対応し、必要であれば、警察ＯＢ等の対応も考えていく必要があると考えている、との回答。

中西達也委員　枚方市と吹田市の条例を確認したが、過料の制裁はなく、指導その他の措置である。今の話を聞いていると、６条は健康の観点から離れてしまっている気がする。生駒市も人通りの多い地域から、人が滅多に通らない場所等様々な場所がある。たばこを吸う自由や権利などというつもりはないが、全域で歩きたばこはだめといわれるとピンとこない。７条にある「自らの喫煙により他人にたばこの煙を吸わせることがないようにしなければならない」という表現は、先ほども発言したとおり現実的に無理だと思う。禁止規定にするのがふさわしいのかどうかもう少し考えた方がいいと思う。屋外で人が多いところは重点地域で定めれば受動喫煙の問題は発生しないと思う、との発言。

事務局　審議会で前回出させてもらった内容が、路上喫煙と歩きたばこの両方を全市で禁止する、という内容であり、その内容でパブリックコメントを実施している。条件をつけて吸ってもいいところがあってもいいのではないか、というパブリックコメントの意見を踏まえて、今回７条を入れた。分かりにくい条文もあるかもしれないが、前の案との関係でこうなっているのが実際のところである。矢田委員から指摘のあった８条２項の「時間帯を限っておこなうことができる」というのは、普通は全日、例外として時間指定という意味である。国の健康増進法の改正もあり、こちらは福祉健康部の所管になるので、連携しながら全市的にＰＲしていきたい。禁止区域については色々な意見があり、禁止区域を定める際には吸うことができる場所をつくらざるとえないと考えている、との回答。

槇村久子会長　ポイ捨ての話と受動喫煙の話が混在していてわかりにくい。健康増進法に対応させる形で記載すればいいのではないか。「公共の場所」の定義にある「道路」という概念は、幅広い。公共の場所はよくわかるが、「道路」になると、山の中の道路から通学路、商店街もあり、人が誰も通っていない田んぼの中もあるのでわかりにくい。吸う場所をつくるのはいいが、時間の指定も難しいと思う、との発言。

事務局　時間帯の指定については、具体的には通学路を想定している。子どもが通る時間帯を決めて禁止するように考えている、との回答。

槇村久子会長　具体的な話を聞けば理解できるが、条例の文面だけ見ると疑問である。健康増進法は具体的に指定されていてわかりやすい。ポイ捨てと両方やろうということかもしれないが、健康増進法の内容と対応する形にしてはど

うか、との発言。

事務局　生駒市としては、以前からこういうことをやろうとしていたので、国の法律に先だってやっていきたいと思っている、との回答。

小山彩委員　吸うことのできる場所にマークをつける、パーテーションに色をつける等、市民に分かりやすいように白黒はっきりつけた方がいいのではないか。そのような工夫がないと、若い人やお年寄りにとってわかりにくく、迷うと思う、との発言。

事務局　禁止区域を指定した場合については、ゾーン３０のように、かなりのＰＲをしていかなければならないと考えている。喫煙所についても、どこが喫煙所かわかるようにしなければ受動喫煙の問題があるので、きっちりと対応していきたい、との回答

中西達也委員　最近出てきた電子たばこは条例の対象になるのかどうか。電子たばこを吸う人は意外と多い。子どもたちにあたっても大丈夫なのかもしれないが、臭いがそれなりにするため、受動喫煙という意味ではたばこと変わらない気がする。市としてどう扱うのか明確にする必要がある、との発言。

事務局　電子たばこをどう扱うかについて、健康の観点からいうと、国はたばこと同じようにみなす見解を示している。市町村がどう扱っているかはまちまちではあるが、一般的にはたばこと変わらないイメージがあると思う。ただ、あくまでこの条例は、火傷の危険や煙による健康被害を前提に制定するものである。電子たばこは煙ではなく蒸気なので条例の対象外だが、禁止区域については電子タバコの利用も遠慮してもらう方向で考えている。

歩きたばこ等の定義を市民は知らないので、表現を考えたり、ＰＲする際は気をつける必要がある。

事務局　電子たばこも課税されているため、たばことする考え方もある。税に合わせる方が混乱しない。また、市たばこ税は４億円以上あると思う。税金を課しているので、吸うことができる場所を確保した上で規制を厳しくするスタンスも重要。また、例えば、駅の付近に禁止されている指定の場所があれば、その手前で吸う人が増えるようになる。民家等の場所にも気を付けながら、場所を指定するなど、運用には注意が必要であり、そういったこともきちんと考えている、との回答。

西岡英俊委員　いまさらではあるが、今議論しているのは、公共の場所での喫煙の話である。条例名もそれに対応した方が、インパクトがあるのではないか。歩きたばこや路上喫煙というより公共の場所での喫煙についての条例である、との発言。

事務局　条例で対象になる公共の場所を、一般に開放されており、不特定多数の人が行き来できる状態のものと捉えている、との回答。

中西達也委員　仮にこのままの条文でいくとすると、禁止区域以外は罰則規定がないため、重要なのは禁止区域をどう定めるかである。公共の場所の細かい議論になっているが、広くみれば、禁止区域をどう定めて、境目をどうするか行政で考えなければならない、との発言。

濱﨑文紀委員　自身は喫煙者であるが、家でも肩身が狭い。気を遣って子どもの前では吸わないようにしている。電子たばこを使っているが、今はまだ生駒市で売っている場所がなく、普及はこれから先だと思っている。電子たばこも条例の対象にするのであれば、火はついていないため、用語の定義を変える必要がある。吸うことができる区域があるのであれば、吸ってはいけないことの啓発と同時に、携帯灰皿を持つことの啓発も必要ではないか。学校の運動会などは、校門で喫煙できる。それが時間の指定なのかと捉えているが、今後はそういったこともなくなっていくのか、との質問。

事務局　現状、学校も敷地内は全部吸ってはならない。学校の場所にもよるが、通学時間帯以外は吸ってもよい、などの対応ができると思う、との回答。

西岡英俊委員　自身も喫煙者であるが、ここにいる人の間だけでも解釈の違いがあるように見受けられる。「禁止場所ではやめてください」なのか、「喫煙をやめましょう」なのか、条例の思想としてはどちらの立場なのか、との質問。

事務局　基本的には全市的に、「人がいる場所ではやめましょう」のスタンスである、との回答。

中西達也委員　しかし実際は過料の制裁がないので、吸うことができる、との発言。

西岡英俊委員　市民の解釈が人によって違ってしまってはならないと思う、との発言。

中西達也委員　先ほどからの話になるが、条例そのものが、思想的にだめとは思っていない。ただ、６条で「歩きたばこの禁止」と書いていて、さらに１０条で「歩きたばこ等の禁止」とある。よく見ると、等がついているため、イコールではなく、含有関係になっている。そのため、よくわからない上に、６条に罰則規定がないため、反対解釈になってしまう。吸っても過料の制裁にならないのは、言ってしまえば、吸っても誰にも怒られないということである。１１条の勧告対象にもなっていないので、たばこを吸ってはならない、と言えない。それならば、努力規定にしておいた方が、「吸ってもいいけど、吸わない方がいい」という解釈になるのではないか。禁止の方がインパクトはあるが、たばこを吸いたい人にとっては、「吸っても何も制裁がないなら吸ってもいい」と、逆の解釈になってしまう。歩きたばこは減っている印象があるが､携帯灰皿の中身を捨てる人がいることは問題である。禁止を２つ重ねる意味がどれだけあるのか分からない。仮に、西岡委員が発言されたような解釈をした人に言われたらどう説明するのか、との質問。

事務局　その場合は、「歩きながら吸わないでください。条例違反です。」となる、との回答。

中西達也委員　条例違反だが、過料の制裁はない。過料の制裁がある禁止とない禁止が混在していることに違和感がある。過料の制裁がない禁止は努力規定にしても同じではないのか。吸う人は吸うと思うが、少しでも良心がある人にとっては、その方が効果はある気がする、との発言。

福中眞美委員　中西委員が言われたように、２つの禁止があるのもわかりにくいし、努力規定の方がよい、というのもそのとおりだと思った。禁止区域について、１年を目途に指定というのが、今の段階で全然見えていないのが余計わかりにくい。例えば、市民がこの条例を知り、吸っている人がいて注意した場

合、中身が努力規定になっていれば、けんかにならないのかも心配である。もう少しすっきりできないのかと思う、との発言。

中西達也委員　私は条文を読み慣れているので、全体的に読みにくいわけではない。それは、自分が具体的なイメージを持つ必要がない人間だからであり、市民は条文を読んでイメージができなければならない。議論にあった、公共の場所のイメージや、時間帯の指定については、説明の段階で具体的に説明しておくべきである。今の解説は、条文に書いてあることをそのまま載せているだけになっているので、イメージを持ちやすいものを加えればよい、との発言。

藤堂宏子委員　「路上喫煙」の定義は全国的に共通認識があるのか。歩きたばこも含めて定義しているところもあるように思う、との質問。

中西達也委員　両方あるが、生駒市の場合は歩きたばこと路上喫煙で禁止の書き方が違うので、条文の中身上、分けざるを得ないと思う、との回答。

藤堂宏子委員　市民として条例を見たときに、言葉のイメージを持っている人がいると思うので、市民にわかるような説明をしてもらいたい、との発言。

事務局　チラシ等で説明していきたいと考えている。また、まちをきれいにする条例により実施している各種の取り組みと連携しながら啓発を積極的に行っていかなければならないと思っている、との回答。

槇村久子会長　前回のものをブラッシュアップして、健康増進法の改正も受けて変更したということだが、歩きたばこや路上喫煙はやめてほしい、という内容を努力規定か禁止規定どちらにするのか、分かりやすく中身を提示していくなど、具体的な次の段階に入っていく必要がある。３月議会に上程なので、もう一度委員のみなさんの意見を聞くのは難しいが、電子たばこを含むのであれば、２条は訂正していただく必要がある。色々意見は出たが、私は概念を図示していただきたい。具体的な道路を図示するという話ではなく、概念を書いてもらえばわかりやすい。条例が決まった後、市民にわかりやすい形で中身を提示し、啓発してもらいたいし、そうすれば具体的に進むと思う。中西委員の意見を聞いてもらった上で、条例としてどうするのか決めてもらいたいが説明用としては不十分な部分も多々あると思う。方向としては間違っているわけでない。修正して委員のみなさんに見てもらう余地はあるのか、との質問。

事務局　スケジュール的には難しい、との回答。

槇村久子会長　市民の方が見たときにわかりにくい内容になっているので、それを今後の課題として進めていただく、ということでよろしいか。本当はもっと早くに審議してもらいたかったが、事務局に、内部的にさらにご検討いただく、ということでよろしいか、との発言。

中西達也委員　言いたいことは言ったので、事務局に一任する、との回答。

槇村久子会長　法律的なことは中西委員に相談することも含めて一任するということで良いか。訂正があれば会長、副会長で対応させてもらう。

案件１についての審議を終了する発言。

案件２「その他」について説明を求める発言。

事務局　資料に沿って、エコパーク２１の処理水放流について、現況と変更点を説明。現在は、富雄川に放流しているが、県との協定が成立したため、３月中

に工事をおこない、４月１日からは公共下水道に放流することとなる。これまで、河川放流の場合は処理能力をかなり高くしていたが、今後は３次処理をおこなわずに下水道に流すことになる。下水道への放流料は必要だが、処理費のランニングコストが大きく下がるので、経費的な効果がある。

槇村久子会長　生駒市にとっても、水質にとってもよかったと思う。

事務局　「その他」としてもう一点だけ。配付資料のチラシにあるが、今月２６日に環境シンポジウムを開催する。今年度は、現在生駒市で検討を進めている「地域新電力事業」「地域エネルギー会社」をテーマに開催する。地域新電力事業として、太陽光発電や小水力発電などで地元の自然エネルギーを調達し、順次、公共施設や家庭に供給していくことを基本としている。電気の売買だけでなく、収益を地域に還元するということで進めている。基調講演は、国のエネルギー政策にも深く関わっている東京工業大学の柏木先生にお願いしており、パネルディスカッションで、先進地である福岡県みやま市、事業者として大阪ガス、市内で市民共同発電所を展開している市民エネルギー生駒、市長、というメンバーで議論を深める。生駒で電力事業を実施することで、市民のみなさんにどのような効果があるのかを議論していきたいと思っている。参加、周知の協力をお願いしたい、との発言。

槇村久子会長　下田先生も柏木先生も専門でされてきた方なので、分かりやすい話が聞けるのではないかと思う。生駒で会社をつくるのか、との質問。

事務局　会社設立に向けて準備を進めており、シンポジウムでその機運を盛り上げたいと思っている、との回答。

槇村久子会長　他に質問、意見等を求める発言。

藤堂宏子委員　エコパーク２１の話で、上中学校の前から公共下水道に接続されるとのことだが、現在富雄川に放流されている放流管は不要になるということか、との質問。

事務局　公共の道路の下を通っている部分については、今後撤去する。民地である田んぼの下を通っている部分は、来年度撤去にむけて交渉中である、との回答。

槇村久子会長　審議会の閉会を宣言。

１７時００分　閉会